岐阜県住生活基本計画（案）について

計画概要 P2

【計画の位置づけ】
住生活基本法第17条第１項の規定に基づき、全国計画に即しつつ、本県の住宅事情等を踏まえて、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として定める

【計画期間】
令和８年度から令和17年度までの10年間（概ね５年後に見直し）

【変更のポイント】
・「住まうヒト」、「住まうモノ」、「住まいを支えるプレイヤー」の３つの視点から施策を整理
・人口・世帯や住宅事情の変化を踏まえ、既存住宅の有効活用や住宅と福祉が連携した居住支援等の施策を充実
・県民等のニーズを踏まえ、空き家や災害、脱炭素などに関する重点的な取組を具体化

体系図 P2

住生活基本計画（全国計画）

岐阜県住生活基本計画
（岐阜県高齢者居住安定確保計画）
（岐阜県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画）
（岐阜県マンション管理適正化推進計画）

住生活基本計画（市町村計画）

岐阜県地域住宅計画
岐阜県公営住宅等長寿命化計画
岐阜県耐震改修促進計画
空家等対策に係る対応指針

岐阜県の住生活を取り巻く現状と課題 P4

人口・世帯
- 総人口が減少する一方、高齢単身世帯は今後も増加する見込み
- 高齢期の住まい方を具体的に考えていない人が約３割

住宅事情
- 全国平均に比べて持ち家の割合が高い
- 空き家は約14万８千戸、空き家率は16.1%
- １時間降水量50㎜以上の発生回数は増加傾向
- 家庭部門のCO_2排出量は基準年度比３割減

公営住宅等
- 公営住宅16,120戸のうち87%が築後30年を経過
- 公営住宅の管理戸数は減少する一方、空き住戸数は増加傾向
- セーフティネット登録住宅は増加傾向

住宅産業
- 県土に占める森林面積の割合は８割超
- リフォームや空き家改修需要は増加する見込み
- 全従業者に占める大工工事業の従業者数の割合は減少傾向にあり、直近では全国平均を下回る

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本的な方針と目標 P21

「住まうヒト」、「住まうモノ」、「住まいを支えるプレイヤー」の３つの視点を設定し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を、関係分野との連携により総合的かつ計画的に推進する

	【住まうヒトの視点】	【住まうモノの視点】	【住まいを支えるプレイヤーの視点】
方針	人生100年時代における多様なライフスタイルやあらゆる世帯属性に応じて、誰もが希望する住まいを選択・確保し、安心して暮らすことができる社会を実現するための施策を展開	良質な住宅の供給、既存住宅の適切な管理、空き家対策等を推進し、持続可能で多様なライフスタイルに対応した住宅・住宅地の形成を図るための施策を展開	県民が安心して住宅取引等を行うことができる環境を整備するとともに、県民を含む多様な主体が連携し、地域の実情に応じた住宅施策を総合的かつ計画的に推進するための施策を展開
目標	目標１　高齢者世帯の生活に適した住まいづくりの推進（岐阜県高齢者居住安定確保計画） 目標２　若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現 目標３　住宅確保要配慮者が安心して暮らすことができるセーフティネット機能の整備（岐阜県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画） 目標４　過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備	目標５　多世代にわたり活用される住宅ストックの形成 目標６　住宅ストックの性能や利用価値が市場で適正に評価され、循環するシステムの構築 目標７　住宅の適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進（岐阜県マンション管理適正化推進計画） 目標８　持続可能で多様なライフスタイルに対応可能な住宅地の形成 目標９　安全・安心で快適な居住環境づくりの推進	目標10　住生活産業を担う人材の育成と生産性の向上 目標11　県と県内市町村における住宅行政の役割の明確化と推進体制の整備 【取組の方向性】 ・担い手育成とＧＸ・ＤＸによる住宅産業の基盤強化 ・相談体制の充実による安心して暮らせる住まいの確保 ・県、市町村、関係団体等の連携による推進体制の整備
主な指標	・高齢期の暮らしを支える住宅の数［17,200戸(R7) → 22,400戸(R17)］ ・居住環境に対する満足度（満足・まあ満足の割合）［66.1%(R5) → 70%(R17)］	・住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合［８%(R6) → 17%(R17)］ ・腐朽・破損がある使用目的のない空き家数［18,500戸(R5) → 20,000戸程度に抑える(R17)］	・居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率［24.0%(R7) → 65%(R17)］ ・市町村の取組により除却等がなされた管理不全空家等の数［1,628件(R3～R6) → 3,000件(R3～R12)］

重点的に取り組む事項 P42　県の課題を踏まえ横断的に設定

１　分野横断的な連携による居住支援体制の充実
【主に対応する目標：目標１　目標２　目標３　目標11】
○施策：セーフティネット登録住宅等の活用、関係機関の連携による相談・居住支援体制の充実

２　空き家の適正な維持管理や利活用の推進
【主に対応する目標：目標７　目標８】
○施策：空き家の発生予防・適正管理、流通・利活用、除却等の推進

３　頻発・激甚化する災害に対応する安全・安心な住まいづくりの推進
【主に対応する目標：目標９】
○施策：災害に強い住まいづくりの促進、災害リスクを踏まえた安全な居住環境づくりの推進

４　脱炭素社会の実現に資する住まい・居住環境づくりの推進
【主に対応する目標：目標５　目標６　目標10】
○施策：住宅ストックの質向上、既存住宅の流通・リフォーム、県産材の利用、担い手育成の促進